

平成16年5月18日設定

東村山市立公民館運営審議会の会議の公開に関する要領

第1 目的

この要領は、東村山市立公民館運営審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会議の公開

会議は、これを公開する。ただし、会長は出席委員にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

第3 傍聴の対象者

会議を傍聴することができる者は、東村山市に在住、在勤又は在学する者とする。

第4 傍聴の手続

- 1 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公民館に申し出て、会長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、住所、氏名を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

第5 傍聴人の不許可

会長は、傍聴しようとする者が次の各号の一に当たると認められる場合には、傍聴を許可しないものとする。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
- (2) 酒気を帯びている場合
- (3) その他傍聴を不相当と認められる場合

第6 傍聴人の数の制限

会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第7 傍聴人の禁止事項

- 1 傍聴人は、会議中において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
 - (5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- 2 傍聴人が前項各号に掲げる行為をしたときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第8 その他

傍聴に関し、この要領に定めない事項については、会長が指示するものとする。

第9 適用

附 則

この要領は、公布の日から施行する。